

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書（補正）

当社は、このたび、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 3 条第 1 項の規定にもとづき申請を行なった託送供給等約款（平成 29 年 4 月 1 日実施。）において、消費税等相当額を含んだ料金率等をもとに料金その他を算定し請求することといたしました。

なお、Ⅲ（料金）に定める料金率、65（受電地点への供給設備の工事費負担金）、68（供給地点への供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額ならびに別表 2（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）に定める料金率等に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で四捨五入しております。

（1）Ⅲ（料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
接続送電サービス		
接続送電サービス料金		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの 1 灯につき	35.11	2.60
10ワットをこえ 20ワットまでの 1 灯につき	70.22	5.20
20ワットをこえ 40ワットまでの 1 灯につき	140.44	10.40
40ワットをこえ 60ワットまでの 1 灯につき	210.65	15.60
60ワットをこえ 100ワットまでの 1 灯につき	351.10	26.01
100ワットをこえる 1 灯につき 50ワットまでごとに	175.55	13.00
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	104.87	7.77
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	209.74	15.54

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
<p style="text-align: center;">100ボルトアンペアをこえる1機器 につき50ボルトアンペアまでごとに</p>	円 104.87	円 7.77
<p>電灯標準接続送電サービス 基本料金</p>		
<p>19（接続送電サービス）（2）イ（イ）に より接続送電サービス契約電力を定 める場合</p>		
<p>1 接続送電サービスにつき最初の 接続送電サービス契約電力6キロ ワットまで</p>	210.60	15.60
<p>上記をこえる接続送電サービス契 約電力1キロワットにつき</p>	70.20	5.20
<p>19（接続送電サービス）（2）イ（ロ）に より接続送電サービス契約容量を定 める場合</p>		
<p>1 接続送電サービスにつき最初の 接続送電サービス契約容量6キロ ボルトアンペアまで</p>	172.80	12.80
<p>上記をこえる接続送電サービス 契約容量1キロボルトアンペアに つき</p>	59.40	4.40
<p>電力量料金 1キロワット時につき</p>	8.56	0.63
<p>電灯時間帯別接続送電サービス 基本料金</p>		
<p>19（接続送電サービス）（2）イ（イ）に より接続送電サービス契約電力を定 める場合</p>		
<p>1 接続送電サービスにつき最初の 接続送電サービス契約電力6キロ ワットまで</p>	210.60	15.60
<p>上記をこえる接続送電サービス契 約電力1キロワットにつき</p>	70.20	5.20

区分および単位	料 金 率	消 費 税 等 相 当 額
	円	円
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約容量を定める場合		
1 接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約容量6キロボルトアンペアまで	172.80	12.80
上記をこえる接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき	59.40	4.40
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	9.36	0.69
夜間時間		
1キロワット時につき	7.70	0.57
電灯従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	12.02	0.89
動力標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	448.20	33.20
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合 接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	367.20	27.20
電力量料金		
1キロワット時につき	6.15	0.46
動力時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	448.20	33.20
19（接続送電サービス）（2）イ（ハ）により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	367.20	27.20
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	6.72	0.50
夜間時間		
1キロワット時につき	5.56	0.41
動力従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	13.49	1.00
高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	583.20	43.20
電力量料金		
1キロワット時につき	2.32	0.17
高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	583.20	43.20
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	2.61	0.19
夜間時間		
1キロワット時につき	2.02	0.15
高圧従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	11.88	0.88
特別高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	513.00	38.00

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
電力量料金		
1キロワット時につき	0.95	0.07
特別高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	513.00	38.00
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	1.02	0.08
夜間時間		
1キロワット時につき	0.87	0.06
特別高圧従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	9.36	0.69
1年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い		
ピークシフト割引額		
ピークシフト電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	437.40	32.40
特別高圧で供給する場合	384.48	28.48
臨時接続送電サービス		
臨時接続送電サービス料金		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3.11	0.23
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	6.22	0.46
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	6.22	0.46
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	62.25	4.61
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	62.25	4.61

区分および単位	料 金 率	消 費 税 等 相 当 額
動力臨時定額接続送電サービス 臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき	円 92.77	円 6.87
予備送電サービス 予備送電サービス料金 予備送電サービスA 予備送電サービス契約電力1キロワットにつき 高圧で供給する場合 特別高圧で供給する場合 予備送電サービスB 予備送電サービス契約電力1キロワットにつき 高圧で供給する場合 特別高圧で供給する場合	 59.40 79.92 84.24 132.84	 4.40 5.92 6.24 9.84

(2) 65(受電地点への供給設備の工事費負担金に定める工事費負担金の金額)

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
発電設備からの出力により,当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生ずるおそれのある場合で,これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときの工事費負担金 新増加契約受電電力1キロワットにつき	3,564.00	264.00

(3) 68(供給地点への供給設備の工事費負担金)に定める工事費負担金の金額

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
低圧または高圧で供給する場合 架空供給側接続設備の場合 超過こう長1メートルにつき	3,348.00	248.00
地中供給側接続設備の場合 超過こう長1メートルにつき	26,784.00	1,984.00
特別高圧で供給する場合 工事費		
架空供給側接続設備の場合 (工事こう長100メートル当たり) 新増加接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトで供給する場合	550.80	40.80
標準電圧60,000ボルトで供給する場合	172.80	12.80
地中供給側接続設備の場合 (工事こう長100メートル当たり) 新増加接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトで供給する場合	637.20	47.20
標準電圧60,000ボルトで供給する場合	583.20	43.20
当社負担額 新増加接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	5,400.00	400.00

(4) 別表2 (近接性評価地域および近接性評価割引額の算定) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
近接性評価割引単価		
1キロワット時につき		
受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の 場合	0.55	0.04
受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえ 100,000ボルト以下の場合	0.46	0.03
受電電圧が標準電圧100,000ボルトを こえる場合	0.24	0.02